

令和5年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月26日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士
7番	露木	聖一			

4 欠席委員 4番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	橘川	直泰	6番	倉持	純子
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議案

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の状況

【議長】

おはようございます。先日、農業会議の常設審議委員会より2点ほどお願いがありました。

農業者年金について、令和5年度の新規加入者の目標件数は1件ということですので、よろしくお願ひします。それから全国農業新聞について、皆さんにも届いていると思いますが、今後部数を増やしていきたいということで、継続して購読していただける方がいれば非常にありがたいとのことでした。

また、これは町の関係ですが、里山づくり推進協議会で幼稚園生の田植えの体験学習が6月5日月曜日の9時半から打越の田んぼで開催されます。町の職員も結構大変なので、時間に余裕のある方はご協力をお願いできればと思います。

それでは令和5年度第2回の総会を開催したいと思います。1名欠席で出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、5番橘川委員、6番倉持委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

No. 1及び2について、併せて説明いたします。「関係資料位置図」の「地図1」をご覧ください。

場所は、二宮字隠里で、秋葉神社の横の道路を上っていった先に位置する市街化区域の土地となっております。

本案件は開発による宅地造成となっており、土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での「農地転用手続き」になります。

なお、No. 2につきましては、現況地目は「畑」なのですが、登記地目が「原野」となっていることから、登記地目も「畑」となっているNo. 1とは別に、後日、届出があったものです。場所については「地図2」をご覧ください。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

報告事項ではありますが、何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

原野も農地転用になるのですか。

【事務局】

現況地目が畑になっておりますので、農地転用が必要になります。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

本案件については私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律の第31条、議事参与の制限の規定により、私は議事に参与できませんので、退席いたします。

— 議長退席 —

【議長（会長代理）】

それでは会長が議事参与の制限のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律の第5条第5項、及び二宮町農業委員会規定の第3条第1項の規定に基づき、副会長の私が会長の職務を代理し、議長として議事を整理します。

議案第4号について、事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

橘川委員、お願いします。

【委員】

4月19日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、一色の高道に位置する農業振興地域の農地で、面積は3,078㎡です。

譲受人が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われまます。以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

議案第4号関係資料をご覧ください。

1ページが「許可申請書」になります。所有権移転の理由としては、譲渡人の耕作が

困難になったことから、売買による所有権移転をするということでございます。

3ページの「農地の利用状況」ですが、譲受人は自己所有地21,756㎡及び、借入地1,911㎡の計23,667㎡の農地を耕作しております。

4ページには、「今後の作付け予定」が記載されており、柑橘類を栽培していくということです。

また、農機具については、耕うん機、トラックを所有しております。

5ページは「農作業に従事する者」です。譲受人の構成員である2名が農作業に従事することとなっています。

6ページには、「農作業に従事する期間」と「経営面積の状況」、7ページには「周辺地域との関係」が記載されています。

8、9ページに「案内図」、10ページに「公図の写し」、11ページに「営農計画書」を添付しています。

申請地周辺は、譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項に規定されている要件についてですが、「全部効率利用要件」につきましては、譲受人が町内に所有している農地は、農地パトロールで、全て耕作されていることを確認しております。

「農作業常時従事要件」につきましては、譲受人及び譲受人の子が年間300日以上農作業に従事することになっております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それでは、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

それでは、井上会長の復席をお願いします。

— 会長復席 —

【委員】

井上会長、ただいまの議案第4号については、「許可する」とこととされましたので報告いたします。

会長が復席いたしましたので、会長の職務代理としての議長を降ろさせていただきます。

【議長】

議事参与制限のため退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますのでよろしくをお願いします。

それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局、朗読をお願いします。

— 議案第5号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

野谷茂委員、お願いします。

【委員】

ナンバー1及び2について報告いたします。

5月18日に借受予定者立ち会いのもと、農業委員3名および事務局で対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、山西の七ヶ久保に位置する農業振興地域の農地で、面積は813㎡です。

借受予定者から聞いた営農計画によると、借受予定地では主に緑肥を植えてから露地野菜を栽培するとのことでした。

借受予定者が町内で耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、今後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第5号について、補足説明いたします。

ナンバー1及びナンバー2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した使用貸借となっており、「地権者から中間管理機構」、「中間管理機構から借主」への権利設定を一括で審議するものです。

議案第5号関係資料をご覧ください。

ナンバー1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに「農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書」を添付しております。

ナンバー2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図を12ページに、公図の写しを13ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていること

が確認出来ており、特段問題はないと思われま

。「農用地利用集積計画」の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願

【議長】

ありがとうございます。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

今回、使用貸借ということで、以前、全国農業新聞に、使用貸借では権利の割合が弱いという内容の記事があったのですが、中間管理機構が入っている

【事務局】

問題ありません。

【議長】

これよりお諮りします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求め

— 挙手 —

ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第6号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第6号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、前年度の最適化活動の実施状況等を取りまとめ、6月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

「議案第6号関係資料」をご覧ください。

なお、資料の「目標」や「現状及び課題」などは、以前、皆様にご了承いただいております「令和4年度の最適化の目標数値」となりますので、今回は「実績」などを取りまとめたものになります。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、「2020年農林業センサス」などを基にした数値となっています。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「最適化活動の目標」でございます。

1「最適化活動の成果目標」について、(1)「農地の集積」の「③実績」は、目標に対する達成状況は113.74%となりました。

「農業委員会の点検結果」としては、「貸し手と借り手のマッチングを行い、集積率目標を達成した。引き続き集約化に取り組み、新規集積面積の増加及び継続利用のあっせんに取り組んでいく。」としています。

続いて(2)「遊休農地の発生防止・解消」で、3ページの「③実績」は、昨年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

アの「既存遊休農地の解消」では、緑区分の解消実績面積は1.24ヘクタール、うち、前年度に発生した緑区分の解消は0.48ヘクタールとりました。

また、「④その他」のところで、1号遊休地の面積は合計で8.90ヘクタールとなっています。

「農業委員会の点検結果」としては、「遊休農地所有者への指導を行い、遊休農地の解消も見られた一方で、新たな遊休農地も発生した。引き続き農家への事前周知による円滑な利用状況調査・指導及び中間管理機構と連携し、農地の集積化を図る必要がある。」としています。

続いて(3)「新規参入の促進」で、4ページの「③実績」は、「新規参入者の参入状況」は、2経営団体で0.76ヘクタールとなりました。

「農業委員会の点検結果」としては、「継続して新規参入に繋がる調整を実施したことで、新規参入者が農地を借り入れることができた。引き続き、新規参入の促進及び新規参入者へのサポートを行っていく必要がある。」としています。

続いて2「最適化活動の活動目標」については、(2)「活動強化月間の設定」の「②実績」は、9月、11月、1月に実施をしております。

続いて3ページ(3)「新規参入相談会への参加」の「②実績」は、9月にワンストップ相談窓口を開催しております。

これらの結果を、規定に基づき採点した結果、「目標の達成状況の評語」としては、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」ということになりました。

続きまして、6ページのローマ数字のⅢ「事務の実施状況」でございます。

1「総会、部会の開催実績」については、総会を12回開催しました。

2「農地法第3条に基づく許可事務」は2件ありました。

3「農地転用に関する事務」では、意見を付して知事へ送付する案件はありませんで

した。

4「違反転用への対応」について、「違反転用解消のために実施した活動内容」としては、「農地パトロール及び日々の巡回により違反転用の早期発見に努めることができている。なお、現状の違反転用については、情報を整理し、指導等に努めていく必要がある。」とされています。

本日ご審議いただいた後、この計画を全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

【委員】

「推進委員等の点検・評価結果」について、どのように見てこのようになったのか説明してください。

【事務局】

こちらにつきましては、実績に応じて、採点方法が決まっており、委員の皆様におかれましては、詳細には難しいのですが、採点方法に当てはめて計算するとこのようになりました。

【委員】

根拠があるということですか。

【事務局】

根拠はあります。

【委員】

大枠では何がよくて何が足りなかったと言われてしまうと見えないので、根拠があるのであればそれでよいです。

【議長】

これはどこのホームページに掲載されるのですか。

【事務局】

二宮町と全国農業会議所のホームページに掲載されます。

【議長】

全国農業会議所のホームページでは全国の農業委員会のページが見られるということで

すか。

【事務局】

見ることができます。

【議長】

これよりお諮りします。議案第6号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時05分閉会